様式第３（第４条関係）

年　　月　　日

特定技能所属機関の代表者　殿

地方整備局長
北海道開発局長

建設特定技能受入計画認定証

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件第３条第３項の規定により、下記のとおり認定します。

記

１　建設特定技能受入計画認定番号

２　特定技能所属機関に関する事項
①　特定技能所属機関の法人番号
②　特定技能所属機関の名称
③　所在地
④　建設業許可番号
⑤　建設業許可の許可期間
⑥　建設キャリアアップシステム事業者ＩＤ
⑦　加入している特定技能外国人受入事業実施法人又は当該法人を構成する建設業者団体名

３　１号特定技能外国人に関する事項

氏名	生年月日	性別	国籍	建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ技能者ＩＤ	業務区分	当初認定年月日

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和九年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の際現にこの告示による改正前の第三条の規定により認定を受けている特定技能受入計画は、この告示による改正後の第三条の規定により認定を受けた建設特定技能受入計画とみなす。

２　この告示の適用の日前にされた第三条第一項（第五条第四項において準用される場合を含む。）の認定の申請であって、この告示の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

３　第三条第三項（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用に当たっては、常勤の職員には、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる技能実習を行っている者は含まないものとする。

４　この告示の適用の際現に第四条第一項（第五条第四項において準用される場合を含む。）の規定により交付されている建設特定技能受入計画認定証は、この告示の適用の日以後においてもなお効力を有する。

５　この告示の適用の際現にこの告示による改正前の第十条の規定により登録を受けている法人は、この告示による改正後の第十条の規定により登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人とみなす。

○国土交通省告示第七百八十四号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号、第十八条第九号及び第十九条第三項の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を次のように定める。

令和八年六月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（育成就労の内容の基準）

第一条　建設分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者が次のいずれにも該当する者であること。

イ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていること。

ロ　建設業法に基づく監督処分（同法第二十九条第一項第五号による処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者でないこと。

ハ　建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場において建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。次号において同じ。）に登録していること。

二　育成就労外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。

三　単独型育成就労に係るものである場合は、別記様式により単独型育成就労外国人等が十分に理解することができる言語で規則第十三条第二項第六号ロ(3)に規定する説明を行っていること。

四　監理型育成就労に係るものである場合は、別記様式により監理型育成就労外国人等が十分に理解することができる言語で規則第十三条第二項第六号ハ(4)に規定する説明を行っていること。

五　入国後講習において、労働災害の防止並びに労働者の安全及び健康の確保その他の労働安全衛生に関する講習を実施することとしていること。